

告 示

埼玉県告示第八百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第一十六条の二第一項の規定により、
次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十月二十八日

埼玉県知事 大野元裕

- 一 解除に係る保安林の所在場所
埼玉県狭山市大字堀兼字上棟二四四〇番二
- 二 保安林として指定された目的
耕地の防風
- 三 解除の理由
指定理由の消滅